

令和3年12月14日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝						
副	町	長	庄	田	義	則				
教	育	長	間	嶋	正	剛				
参		与	新	田	辰	巳				
総	務	課	長	濱	村	大				
富	来	支	所	長	関	田	勝	行		
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄	
情	報	推	進	課	長	今	村	浩	一	
税	務	課	長	中	田	龍	一			
住	民	課	長	西		清	孝			
健	康	福	祉	課	参	事	大	島	信	雄
環	境	安	全	課	長	宮	下	隆		

商工観光課長	荒川 仁
農林水産課長	大谷 清樹
まち整備課長	吉村 満
富来病院事務長	藤井 専
会計管理者(会計課長)	平井 清
学校教育課長	徳楽 仁
生涯学習課長	大畑 喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎 茂男
議会事務局参事	徳田 敦史
議会事務局主幹	坂上 大輔

(議事日程)

日程第 1 町長提出 承認第13号、議案第51号ないし第59号及び第62号ないし第64号並びに町政一般(質疑、質問)

日程第 2 町長提出 承認第13号、議案第51号ないし第59号及び第62号ないし第64号並びに請願第2号及び第3号(委員会付託)

(開 議)

南正紀議長 ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として場内換気を行うため、適時休憩を入れますのでご了承ください。

日程第 1 町長提出 承認第13号、議案第51号ないし第59号及び第62号ないし第64号並びに町政一般(質疑、質問)

南正紀議長 次に、町長から提出のありました承認第13号、議案第51号ないし第59号及び第62号ないし第64号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第56条第1項及び志賀

町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁を含め概ね40分以内とします。

ここで、都合により、議事進行を副議長と交代します。

福田晃悦副議長 それでは、発言を許します。

南正紀議員 副議長。

福田晃悦副議長 5番 南正紀君。

南正紀議員 おはようございます。5番南正紀です。

今回、私は先に我々議会より提出をさせていただいた、新型コロナウイルス感染症対策に関する提言に対する取組みについて、その取り組み内容や進捗状況につきまして、議会を代表して質問をさせていただきます。

現在、全国、県内ともども新型コロナウイルス感染症は落ち着きを見せ、本町においても、あたかも感染症が収束したかのように感じられるほど沈静化した状態があります。そのような中、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の解除により、これまで課されていた行動制限が徐々に緩和され、徐々に経済活動も活発な動きが出だしています。新型コロナウイルス感染症のいわゆる第5波が劇的に減少した原因につきましては、専門家でも分析ができておりませんが、感染が収まってもなお、慎重に感染防止対策を続けるわが国国民の国民性が大きく影響していることは間違えないと考えます。

しかしながら、一方海外に目を向けますと、南アフリカ由来とされる新たな変異株、オミクロン株が猛威を振るいだし、その感染者が国内でも発見されており、将来における安心はなかなか見いだせない状況であります。

そのような観点からも、先に提出したコロナ禍の避難所運営と商業者支援の提言の重要性を痛感するところであります。

それでは、提言をさせていただいた4点につきましてお聞きしてまいります。

最初に、避難所における感染症対策、町民への広報についてであります。民間企業の広報であれば、企業イメージのアップ、ブランド力の強化、新製品の周知などを目的に情報発信を行います。よって、どの様な広報をすれば興味を得られるか、魅力が伝わるかとの観点から戦略を立てます。

一方、自治体の広報は住民のために地域のためにどのような取り組みをしているか、地域にはどのような魅力があるかなどを、自治体の内外に向けて発信する

ことが責務であります。ところが、行政広報は、住民に情報を知らせるだけになりがちであり、広報誌にとりあえず掲載し知らせたという体裁を整えるアリバイ的なつくりになりがちであります。そこで必要となるのが目につきやすい工夫や、興味を引き付ける発信の仕方が重要となります。本町の行政広報は内外にその評価が高く、とてもよくできた広報であります。配布された各家庭でよくご覧いただいているものと推察いたします。

ところが、町のホームページは、求めて見に来なくては情報が得られません。ホームページでは、コロナ禍における避難所運営につきましても、動画で丁寧に周知させていますが、残念ながら再生数は極めて少なく、せっかくの貴重な情報が確実に住民に届いているとは言いがたいのが現状であります。行政広報と同等の魅力あるコンテンツを作成し、いかにしてホームページにアクセスしていただくか、今後の取り組みについてお聞きいたします。

続いて、指定避難所以外への非難についてお聞きいたします。

現在の本町の指定避難所は、地域交流センターと富来活性化センターであります。コロナウイルス感染症の広がり具合によっては、過密を防止する観点より、親せきや友人の家、ホテル・旅館への避難も推奨されており、タウンミーティングでもその説明がされております。そこで重要となるのが、これらの行動を起こすための、災害に備えた各家庭での避難計画、マイ・タイムラインであります。その作成に当たっては個人レベルでは容易に適切な計画を作成することは困難であり、町の支援が求められております。また、状況によっては地区の公民館等も避難所としての運営を迫られることも考えられますが、感染症に対応した運営マニュアルの配布や資器材の支給も求められます。加えて、宿泊施設への避難につきましては、企業とタイアップする等の事前準備が必要となりますが、これらに対し町長の見解はどのようなものでしょうか、お聞かせください。

続いては、経済支援対策、事業効果の検証についてであります。

コロナウイルス感染症まん延以降、町長はさまざまな経済対策に着手をされました。町独自の現金給付、プレミアム食事券・商品券、感染拡大防止協力金、中小企業等緊急支援金等、速やかに着手をし、そのスピード感と事業内容には敬意を表するとともに、先に行われた商工会青年部との懇談会でも高い評価を得られました。

さて、前段でも申し述べましたが、世界的に新たなオミクロン株が拡大する中、わが国でも感染が確認されるなど、感染第6波が現実となる恐怖が拭えません。

そのような中、新型コロナウイルスの第6波について、AI、人工知能による最新の予測が出されました。このAI予測システムを開発したのは、名古屋工業大学の平田教授らであり、現在は、全国的に感染者は低い水準で推移していますが、次なる第6波はどうか、はたして来るのかを検証しています。AIの予測によりますと、今のままの感染対策を続けていた場合、今月にかけて、感染者は50人以内の日が続くものの、年末ごろからやはり波が出てくると想定しています。そして、年末年始の国民の行動等により感染者が増えていき、2022年1月14日ごろには第6波がピークを迎えて、感染者はピーク時東京で370人と予測しています。そして、多くの専門家の見解によりますと、その後も波は繰り返し襲来し、早期の収束は見通せないとも言われています。

そこで、今後も適切な時期に的確な経済支援対策が求められることとなります。その際に重要となるのが、これまでに実施した経済対策の効果の検証であります。事業効果は広くまんべんなく効果を与えたか、本当に困窮した事業者を救う一助となったか、これらを分析することにより、次回の支援策をより一層効果的に無駄なく行うことができます。

利用者からのアンケートでの回答や、SNSでの情報収集などを行い、充実した事業効果の検証について、その進捗状況などの説明を求めます。

最後にウィズコロナ・アフターコロナを見据えた支援策についてお伺いをいたします。

これまでに行われてきた経済支援対策は、ウィズコロナ・コロナ禍を乗り切るために、事業を継続させる、倒産・廃業を回避するためのものであります。

それ故、簡易な手続きで、素早く給付されることが肝要でありました。

しかしながら、小規模、弱小企業の経営者にとっては、その手続きが困難・煩雑であると感じられたり、応募期間が短く機会を逃がしてしまうリスクや、対象となる条件のハードルが高いなどの不満もあったようであります。制度の悪用防止などの観点から、ある程度厳格な書類作成が求められることは、勿論承知をいたしておりますが、それらについての支援も求められます。各種書類作成には商工会も支援を行っておりますが、その周知も不足していた感があります。今後は

町としても商工会との連携を強化して専門部署の設置も求められているところ
あります。

これらについての進捗状況を町長からご説明を願います。

福田晃悦副議長 小泉町長。

小泉勝町長 はい。

南正紀議員の新型コロナウイルス感染症対策に関する提言に対する取組みにつ
いてのご質問にお答えいたします。

まず、避難所における感染症対策、町民への広報についてであります。

避難所における感染症対策については、多くの町民の皆様にご知っていただくた
め、町ホームページやY o u T u b e、ケーブルテレビ等の各種広報媒体を活用
し、周知しているところであります。

動画視聴件数の少なさや広報媒体が限定されているとのご指摘につきましては、
今後、内容の充実や他の情報発信の手段について、魅力ある動画の作成と周知を
図り、メールやL I N Eから、しかチャンネルやホームページ、広報誌へと町民
の関心を高め、誘導していくような情報発信に努めていきたいと考えております。

次に、指定避難所以外への避難についてであります。

町が指定する避難所については、地域交流センター、富来活性化センターのほ
か、総合武道館など6施設を感染症対策避難所として指定しており、間仕切りテ
ントなどの感染症対策物資や要配慮者への簡易ベッド等が配備されております。

また、その他の避難所として8施設を指定しており、全体として各避難所の収
容可能人数や面積を勘案しても、密を避けるための十分なスペースと収容人数を
確保できる見込みとなっておりますので、宿泊施設への避難に関し、企業等との
タイアップについては、現在のところ、考えておりません。

なお、タウンミーティングでの、ホテルや旅館等への避難については、あくま
でも自主避難する場合の選択肢としてお示したものであります。

次に、マイ・タイムラインについては、災害対策の基本である自分自身や家族
で備える自助において、個々で考えていただくことが基本ですが、大変有効な手
段であることから、出前講座などの機会を通して、さらなる作成の啓発・支援を
行っていきたいと考えております。

また、各地区や自主防災組織へは、感染症対策を踏まえた避難所運営マニユア

ルを希望する地区等に説明した上で配布しますが、資機材の支給に関しては、その可否を含め、今後、検討していきたいと考えております。

次に、経済支援策、事業効果の検証についてです。

経済支援対策については、スピード感を持った対応が重要であることから、国の臨時交付金などを活用し、進めてきたところであります。

令和2年度には、国の特別定額給付金のほか、町独自の1人2万円を追加で交付する志賀町特別定額給付金の支給により、町民の家計や生活を支援し、大変喜ばれたところであります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への支援については、国・県による支援事業の対象外となった事業者に感染拡大防止協力金・中小企業等緊急支援金・事業者支援持続化補助金を交付し、事業継続の一助に繋がったものと考えております。

また、コロナ禍の影響が大きい商店や飲食店及び住民生活を支援するため、商工会と連携したプレミアム商品券・食事券を発行し、経済効果は、2億6,783万円となり、町内の経済活動の活性化に繋がり、事業効果は、十分にあったものと考えております。

最後に、経済支援対策、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた支援策についてであります。

現在、国・県・町では、新型コロナウイルス感染症対策において、さまざまな支援策を打ち出しておりますが、その支援策に係る各種申請などのフォロー等は、それぞれ、事務を所掌する担当課で実施しております。

このようなフォロー等については、国・県などの関係機関と、それぞれ、役割分担の中で連携を図りながら適切に対応していることや、課長会議などにおいて情報を共有し、各課の連携を密にしていることから、専門部署の設置は考えておりません。

ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた支援策については、現時点では、新たなオミクロン株の発生により、収束が見通せない状況にありますが、町としては、今後とも国や県の動向を注視するとともに、商工会とも密接に連携しながら地域経済の回復を支援していきたいと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦副議長 南正紀君。

南正紀議員 ご答弁をいただきありがとうございます。

私どもが提案しましたすべてについて実行するのは困難であるということは十分承知しておりますが、前向きな答弁もいただきましたので非常に感謝をいたしているところでもあります。

また現在検討中というものにつきましてはぜひとも実施の方向でお考えいただきますようよろしくお願いいたします。

また私が今回議長に就任をさせていただいた際の目標のひとつに、議会の政策立案能力を高め、ものが言える議会にしたいということがひとつございます。今後さまざまな提案をいたしまして、それについての着手状況などにつきましてまたお尋ねさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

福田晃悦副議長 議長と交代します。

南正紀議長 引き続き、発言を許します。

3番 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい、議長。

おはようございます。3番 福田晃悦です。

ひとつ明るい話題をご紹介します。志賀高校レスリング部3年の岡田愛生さんと水澗琉奈さんが今月16日から19日に東京で開かれる全日本選手権大会に出場されるそうです。ふたりは5月の明治杯全日本選抜選手権大会に出場し、岡田さんが50キロ級で4位、水間さんが57キロ級で5位に入り、この全日本選手権各階級12人までの出場枠をつかみました。

さらに岡田さんは8月全日本高校総体にも2位に入賞されたそうです。

天皇杯では大学生が中心に強豪選手に交じって戦うそうですが、今大会で4位以内に入賞すれば来年の世界選手権の最終予選の出場権を獲得し、次のパリ五輪への大きな一歩になるそうです。

水澗さんは18日、岡田さんは最終日の19日に出場されるそうです。朗報を御祈願申し上げ、わたしの一般質問に移らせていただきます。

最初の質問です。子育て世帯臨時特別支援事業についてです。現金とクーポン券に分けた18歳以下への10万円相当の給付について、今月9日、岸田首相は

「自治体の実情に応じて現金での対応も可能とする」と表明しました。政府は補正予算案の成立後、基準を自治体に示す考えですが、現金給付に 300 億円、クーポン給付に 900 億円もの経費がかかるとなれば、見直しを求める声が高まるのは当然であります。

この政府の方針をめぐり、独自の対応に踏み出す自治体が相次いでおります。大阪市の日本維新の会代表でもある松井市長は今年 7 日、年内に 10 万円全額を現金で給付したい考えを示しました。「全額現金でペナルティーがないなら、27 日に 10 万円を振り込む」と記者団に語り、クーポン配布を取りやめたうえで 10 万円を現金で一括給付の方が効率的で、住民ニーズにも合っているとも主張しました。大阪市内の給付対象者は約 35 万人。このうち児童手当を受け取っている 15 歳以下の約 26 万人については、児童手当の仕組みを使い、年内に 10 万円を給付するといいます。

「市民のニーズを考慮して、クーポンではなく現金で支給したい」。静岡県島田市の染谷絹代市長も先月 26 日、記者団にこう表明しました。市内で給付の対象になる子どもは約 1 万 5,500 人の見込みで、染谷市長は「クーポン券にすると印刷の時間や、受け取りに来てもらう時間と手間がかかる。現金のほうが子育て世帯に早く届けられる」と述べられました。同市子ども応援課の担当者によると、クーポン配布にはさまざまなコストが見込まれ、1、紙で配るとすると、偽造防止の特殊な印刷をする。2、使える店の範囲を決めて登録する。3、金券であるクーポンを対象者に届ける為の郵送や窓口を設ける。4、使われたクーポンを店から回収し、換金して店にお金を振り込むなどが挙げられます。同市役所の窓口に来た保護者や子育て支援団体に聞くと、「全額を現金にしてほしい」との意見が圧倒的に多かったとのこと。群馬県太田市の清水市長も 7 日、同様に全額を現金にする考えを朝日新聞の取材に明らかにして、「市民は現金給付を求めている。自治体は年度末の 3 月は忙しいうえに、3 回目のワクチン接種も最盛期を迎える。クーポンにすれば事務費もかさむ。これでは誰も喜ばない。三方良しではなく三方損になってしまう」と語りました。これらの動きに対し、松野博一官房長官は 7 日、記者会見で、クーポンの意義を改めて「子育てに関わる商品やサービスを直接お届けできるという意味で、より直接的効果的に子ども達を支援できる。地方の創意工夫を促し、民間事業者の方針や新たな子育てサービスの創

出、消費の下支えにもつながると期待できる。政策的意義について理解をいただき、まずはクーポン給付を基本と検討いただきたい」と強調しました。

ただ 10 万円全てを現金にすると、給付した一部しか消費に回されず、消費喚起の効果が薄れるとの懸念においては、実際、昨年、国民 1 人に 10 万円を配った特別定額給付金では、およそ 7 割が貯蓄に回ったというデータもありますが、子育て世代は何かと物入りで、生活に余裕のある世帯はそれほど多くなく、10 万円の一部が貯蓄に回っても、教育資金の支援と考えれば良いのではないのでしょうか。

10 万円給付について、政府は所得制限を設けた上で年内に 5 万円を現金給付し、残り 5 万円は春の入学・新学期シーズンに向けて、子ども関連商品などに使えるクーポンで支給する方針ですが、多くの家庭では、入学、新学期の準備は年明け早々から始まり、3 月に入る頃には終わっており、使い勝手がいいとは言えません。

クーポンなら支給した分は確実に消費に回りますが、経費があまりにも高すぎ、現金一括で 900 億の節約ができるならクーポンへのこだわりを捨てるべきかと考えます。

首相の言う現金での対応も可能というあいまいな基準では自治体が混乱するのは目に見えております。

立憲民主党の泉健太代表も、衆議院議員本会議の代表質問で、クーポン事務費分をワーキングプア、働く貧困層への支給へ広げることを提案しており、もっともな指摘だと考えます。

クーポン部分については、政府は子育てに係る商品やサービスに利用できる、自治体の実情に応じて現金給付も可能と先ほど述べた説明でありましたが、最終的なクーポンの用途は、政府から支給要綱の通知を受けた自治体が決めるため、近隣市町村であっても、利用可能なサービス、施設、店などで差が生じる可能性は大きいと言えます。本町においても、クーポンではなく、5 万の現金給付を検討すべきと考えますが町長のお考えをお聞かせください。

小泉勝町長 議長。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 福田議員の子育て世帯等臨時特別支援事業についてのご質問にお答えいた

します。

本年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、子育て世帯の生活を支援するため、児童を養育している方の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から18歳までの子どもに1人当たり10万円相当の給付を行うことになっております。

議員がおっしゃるとおり、クーポン支給に関して、購入できるサービスや商品は、利用者が住む自治体で異なり、使途に不公平感が感じる懸念があります。

また、クーポンの配布にはさまざまなコストが見込まれ、偽造防止対策を講じる必要性や、取り扱うサービス提供事業者等の募集、換金を行う金融機関等の確保、さらに、簡易書留による発送が必要であり、現金での給付に比べるとコストと時間が余計に掛かります。

国は、クーポンを電子ポイントとして発行することやID交付方式も検討しておりますが、本町で実施することは難しく、なにより、現金の方が子育て世帯に早く届けられることは間違いありません。

加えて、本町では少子化対策として、出産祝金事業で第1子5万円、第2子10万円、第3子以降に15万円分の町内で使える商品券を交付しており、多子世帯入学祝金事業でも、第3子以降の小学校・中学校・高校等の入学時に10万円分の商品券を交付することで、併せて、町内の商業振興も図っているところであります。

国では、10万円のうち5万円を現金として年内に支給し、残りの5万円は、来年の春、クーポンで支給することとしておりましたが、昨日、首相の国会答弁では、年内に現金での10万円一括給付を容認する方針を表明しました。

本町では、申請手続きが不要な先行給付として、児童手当を受給している世帯など、1,698人分を今月23日に支給する予定で準備を進めてきましたが、このようなことから、本定例会の最終日には、残り5万円の現金支給も含めて、追加補正を提案させていただくこともありますので、議員の皆様方には、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、このことについては、現在、国会において審議されているところであり、明確な方針を確認してから、判断したいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 たいへん前向きなご答弁ありがとうございます。

この通告を作っているときにもし前向きなご答弁をいただけるようであれば、石川県内では一番初めの、クーポンの部分を現金で支給する自治体になろうか、それを表明した自治体になろうかというふうに想像していたのですが、昨日金沢市の方が現金給付をするということを表明されましたので、2番目ということになったんですけども、私も含め子どもを持つ世代の親としてはやはり新学期から新しい入学する子どもをそろえるものが頻繁にできますので、こういった早い形で早急に対応していただくことを誠に感謝いたします。

それでは次の質問に移らせていただきます。

次の質問です。志賀原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の現地調査についてです。

先月18、19日、原子力規制委員会が本発電所2号機の新規制基準適合性審査で志賀原子力発電所敷地内の断層に活動性があるかどうかを確かめる現地調査を実施しました。現地調査を終えた規制委員がどんな判断を示すかが、次の段階で焦点となっております。

調査では、敷地内断層の活動性を否定した北陸電力の説明に対し、地質学が専門の石渡明委員が「納得できた部分と、納得できない部分があった」と発言しました。規制委員会の疑問点は、次の審査会合で明らかにされる見通しで、膠着状態の審査が進展するかどうかポイントになります。

新規制基準は、原子力発電所の重要施設の下に活断層があれば運転を認めておらず、志賀原子力発電所の評価対象断層は10本あり、北陸電力は約12万～13万年前以降に動いた活断層ではないと主張しております。

これまでの審査で北陸電力は、敷地内断層の上部にある堆積物に変位、変形が見られないことを示すデータを提出し、これに加え、断層に交わる約600万年前に形成された鉱物脈にずれがないことも合わせて立証し、証拠を積み増しました。

この鉱物脈法と呼ばれる手法で得たデータに関しては、石渡委員が「大きな前進だ」と評価している一方、現地調査では石渡委員が敷地内断層を前に首をひねる場面がみられ、事業者側に追加調査を求めたことを明かしました。

この規制委員会の現地調査を受け、一週間前の12月7日、我ら志賀町議会、原

子力発電所対策特別委員会は、発電所の現地視察を実施しました。今回、国の現地調査で追加資料を求められた箇所を中心に北陸電力から説明を受け、今後の審査会合で補足資料を提出し、規制委の疑問をクリアしたいとのことでした。この敷地内断層の審査は平成26年8月26日の初会合から約8年間の議論を経過し、ようやく現地調査までたどりつきました。その間もさまざまな規制委員会の疑問に対し事業者は説明責任を厳格に果たしてきたのではないかと私は考えます。これは住民の安全・安心を立証していく上では重要な課程であり、今後、一日も早い敷地内断層の解決は住民の安全・安心にも直結すると思われまます。今後も北陸電力には、追加調査を含め、これまで以上に慎重かつ適切な体制を求めるべきと考えますが、発電所に対する現状のお考えをお聞かせください。

南正紀議長 宮下環境安全課長。

宮下隆環境安全課長 はい、議長。

福田議員の志賀原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の現地調査についてのご質問にお答えいたします。

本議会初日の提案理由説明で町長が申し上げましたが、先月18、19日の2日間に渡り、原子力規制委員会による、新規制基準適合性審査の中で、初めて現地調査が実施されました。

今回の調査では、敷地内断層の活動性の有無や、敷地周辺の福浦断層の規模など調査が行われたとのこととあります。

また、今月7日の議会原子力発電所対策特別委員会の現地視察では、町長をはじめ町執行部も出席し、住民の安全・安心の視点で、実際の断層やボーリングで地層から抜き取った試料など、それぞれ自分自身の目で確認してきたところとあります。

地質や地質構造といった非常に専門性が高い分野でありますので、今後の審査会合において、規制委員などの専門家が、北陸電力の説明の妥当性について確認していくものと考えております。

北陸電力には、先の現地調査で求められた課題について、追加調査の実施など、真摯に対応し、引き続き丁寧な説明に努めるよう、町として求めているところとあります。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 発電所の現地調査に関しては私どもも先ほども質問でもありましたが、現地調査させていただきました。その際、終了時のヒアリングで一番熱心に質問されていたのは小泉町長でありました。やはり町民にも原子力発電所がどういふふう調査してどういふ風に進んでいるという部分を発電所側もそうですし、自治体としてもちゃんと審査が動いているということを協力してやっていかないといけないと思いましたので、その点またよろしくお願ひいたします。

最後の質問です。町内保育施設の転園にともなう、補助事業と送迎サポートについてです。

今年度末、つまり来年春、町立土田保育園が閉園するにあたり、先月に転園する保護者向けに、町から私立すばる幼稚園に転園する場合、制服等にかかる料金の補助をする旨の通知がされました。本件につきましては、令和3年第3回定例会全員協議会で担当課よりご説明いただきました。担当課からの説明では、補助額については令和4年度当初予算に関係することから、補助額の見通しは、令和4年の3月議会になるとの事でした。

すでに、他の保育園に入園する申し込み事体は終了しておりますが、すばる幼稚園に入園希望した保護者からは、できれば、早めに金額を提示してほしいとの声があります。また、ちょうど1年前の昨年12月に土田保育園閉園の方針が示されたことにより、いずれにせよ転園するなら子どもの事を思いやっでであろうと思ひますが、閉園の一年前である本年4月に土田保育園からすばる幼稚園に転園し、制服等を購入した保護者にも補助希望を聞く必要があると私は考えます。補助額の金額については、来年度予算が関係していることは承知しておりますが、全く違ふ環境に不安を感じる保護者の僅かかもしれませんが心の安心材料として、一日も早い金額提示は一助となると考えますが、補助額の提示と補助対象者をお聞かせください。

また、今後、中甘田保育園も閉園が予定され、保育園転園予定の児童及び保護者で、送迎が困難になるご家庭があるのではないかと予想されます。送迎困難者に対応できるファミリーサポートサービス事業等の送迎部門拡充を行うなど対策を検討すべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

南正紀議長 西住民課長。

西清孝住民課長 はい、議長。

福田議員の保育施設の転園における補助事業と送迎サポートについてのご質問についてお答えいたします。

志賀地域の公立保育園については、昨年9月の定例会において、南正紀議員のご質問に対し、国の方針を踏まえ、すばる幼稚園の移転を転機として、志賀地域の児童の保育を、段階的にすばる幼稚園へ移管することで、町財政の負担軽減を図っていくとお答えしたところであります。

そうした町の方針もあり、来年度の入園案内に合わせて、保護者の皆様に、すばる幼稚園の制服購入費助成の考えを案内させていただいたところでありませう。

先月末で来年4月の入園申込みを終了した結果、土田保育園からの転園状況は、すばる幼稚園12名、高浜保育園16名となっております。

ご質問の補助額と対象者につきましては、1人あたり2万円を補助することとし、対象者をすばる幼稚園の2歳児と公立保育園からすばる幼稚園へ転園した児童とします。

2万円の根拠として、昨年度のすばる幼稚園の制服代は、ジャケットと半ズボン又はスカート、ポロシャツ、体操服などすべてを1着ずつ購入した場合、2万6,630円であります。

しかしながら、保護者によっては、市販品を利用することで、ポロシャツを購入しない場合は2万2,050円と安くなったり、運動服を2セット購入する場合は、3万円を超えたりするため、一人当たり2万円を定額として、すばる幼稚園に補助することとし、2万円を超える部分を保護者にご負担いただくという形で公立保育園とのバランスを取りたいと考えております。

すばる幼稚園では、毎年1月に制服の試着・申込み、2月には業者への支払いをすることから、今定例会に、認定子ども園運営費補助金の増額補正を計上しており、議会の皆様のご審議をお願いするものであります。

なお、議員ご指摘の、既に本年4月に公立保育園からすばる幼稚園に転園した児童につきましても、補助の対象にしたいと思っております。

次に、ファミリーサポートサービスについてであります。

志賀町ファミリーサポートセンターでは、子育て世帯を地域で支援すること

を目的に、現在、依頼会員112名、協力会員54名が登録しており、議員ご指摘のような保育園の送迎や開所時間前後の預かりなど、依頼会員に支援が必要な時には、協力会員にサポートしていただいております。

本年度はそういった利用は、今のところ1件だけですが、以前には、1年間に43度も保育園の送迎にご利用いただいた方もおり、今後も小さなサポートを含め、子育て世帯の手助けになるよう、支援していきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい。

2万円という金額のご提示ありがとうございました。これで各保育園のすばるに通わせる予定の保護者の方もある程度心をなでおろすことができるとは思います。

ただファミリーサポートサービスについてはやはりここ近年利用者関係というか、利用者の数が少ないから主な事業のところからも項目で外れたりとか、町としては住民があまり知らない方もたくさんおいでというふうに最近聞いているので、例えばですけど、送迎の部分に関しては町から一部少し補助をだしてファミリーサポートする、いわゆるサポートする方にも少し金額が送迎部門に関してはよくなるよというサービスをしている自治体もありますので、そういうことも検討していただいて、送迎の負担をちょっとずつでも減らすようなことをまたご検討いただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

南正紀議長 7番 堂下健一君。

堂下健一議員 はい、議長。

おはようございます。私の方から大きくは3点について質問していきたいと思っております。

まず最初に原子力防災訓練について実行性の確保はできたのかを問うものです。今年も10月、11月と柏崎原発や美浜原発等で原子力防災訓練が開催されています。志賀原発ではわずかな時間しか視察できませんでしたので、県内各地あるいは他県での訓練視察の報告も参考にしながら質問していきたいと思っております。

小さく5点についてお聞きします。

最初に昨年の第4回定例議会で避難の問題での再質問に対しては、県と十分協議していきたいということでしたので、県との協議事項はどこまで協議されたのか、具体的な答弁を求めます。その協議事項ですけれども、バスの車両を増やさなければなりません、確保されたのか。また、避難先の居住面積が感染症対策との関係で避難個所を増やさなければならない施設もあるかと思いますが確保できているのでしょうか。

次に、今回も避難訓練で使用が予定されていました船舶や陸上自衛隊のヘリが使えず、かろうじて、天候の合間を縫うようにして航空自衛隊のヘリが飛来し住民を載せて飛び立ちました。これからの季節、船舶やヘリがほぼ利用できないことは、過去の経験から、また、他県での経験から十分わかっているはずですが、となると避難の主力はバスと自家用車になりますが、地震や大雪・豪雨などとの複合災害となれば、道路が寸断されます。県の甘い見積もりでもP A Zの人がU P Z外へ避難する時間が6時間、U P Zの住民がU P Z外へ避難する時間は10時間かかるとされています。ここに悪条件、地震での道路寸断、大雪による除雪と、里山海道の通行止めなどが重なれば、さらに避難に要する時間がかかります。

町として、今回のような避難訓練のありように異議なり修正案を出さなかったのでしょうか。また、春夏秋冬、訓練参加の参加者の限定も考慮しなければなりません、特に夏場の暑さが厳しい時期や冬の厳冬期における訓練は必要不可欠と思われまます。災害は行政の都合の良い時期や時間帯に起きるものではありませんので、11月以外の訓練も必要と思いますがどのように考えているのでしょうか。

3番目に風向きによる避難先の問題についてであります。風向きによっては、能登町への避難は放射能と同じ流れにもなります。風向きを考慮せず避難した福島原発事故でも多大な、多くの犠牲を被っている経験もあり、富山方面へ避難も今後は考慮しておくべきですが、考えているのでしょうか。この件につきましては、富山県議会の今定例会でも質疑が出ているようです。風向きによっては能登町、白山市以外への避難も考慮し、避難先も考えておくべきですが、検討されているのかお聞きします。

4番目に原発災害に限らず、災害避難では、避難先に避難すれば、それで終わりということではなく、次に避難所での災害関連死と繋がらないように施策をうっておかなければなりません。避難所・避難生活学会という学会がありますが、

そこが出している提言に、トイレ、食事、ベッドの3つが、TKBが必要とされています。いわゆるトイレ、Tですね、キッチンがK、ベッド・睡眠。トイレが汚れていると避難者は水分を我慢するようになり、脱水症状など体調悪化につながる。不十分な食事はこれも体調悪化につながる。短時間でも栄養が淡水化物などに偏ると、高齢者は筋力や身体機能が低下してしまう。アレルギーにも対応でき、暖かい食事が提供できる対応を求めています。さらに睡眠の質の確保も増えています。段ボールベッドでは床から30センチ以上の高さの確保。雑魚寝はできるだけ避けることが重要とし、手洗いのできる移動式トイレや暖かい食事にはキッチンカーの準備を進めています。災害に対する諸準備は整備されてきていると思いますが、災害関連死を防ぐには考慮しておくべき課題だと思っています。学界の提言にもありますが、どのような対応を考えているのかお聞きします。

5番目に東大附属防災情報研究センターの関谷先生は、「放射性物質の漏洩や火災など原子力施設でのトラブルは、福島事故の前を含め国内ではほぼ3年に1回起こっている。原発が稼働する限り、福島の事故より大きい小さいかはともかく、想定外の事故が起きることを前提に、行政は住民の安全を考えなければならない」と新聞のインタビューに答えています。

今年の福井県美浜原発防災訓練では、小浜市総合運動場のスクリーニング個所での車の除染は水なしで、ブラシでタイヤをふき取るだけだったと写真を付けて報告されています。しかも服装も以前の訓練時のようなタイベックスーツも着ておらず、迷彩服の自衛隊員も簡易な服装なら自衛官がする必要はないのではないかと応えていたといます。しかもその理由が放水で出る汚染水の処理等が大変なためという国の方針だといっています。しかも住民の簡易検査でも首回り、甲状腺あたりの測定はなかったといっています。県内でも同じような場面があったと報道がありましたが、いくら簡易除染訓練とはいえ、あまりにもおざなりすぎます。

また、安定ヨウ素剤の配布はドライブスルー方式で問診といえるものはなしと報告されています。かえって事前配布することになんら問題がないことを示しているようなものです。人は訓練以上のことはできないとも言われています。これまでの訓練から比較しますといい加減さを感じます。

避難住民はもちろんのことでありますが自治体職員を被ばくにさらすような訓練状況をどう思われたでしょうか。お聞きします。

南正紀議長 宮下環境安全課長。

宮下隆環境安全課長 はい、議長。

堂下議員の原子力防災訓練についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、原子力災害時の住民避難については、災害の状況に応じ、自家用車をはじめ、自衛隊車両や国、県、市町の保有する車両など、あらゆる避難手段を活用することになっており、その上で、避難バスの確保については、県内だけで確保が困難な場合は、国が、隣の県、隣県などよりバスを手配するなど、万全の体制を取っていくと聞いております。

避難所の居住面積の確保についてであります。県の避難計画要綱上は各避難所の収容人数に対して、十分な面積が確保されているものの、実際に個々の受入避難施設のレイアウトなど精査を行い、パーティションなど資機材の対応の検討を含め、県と共に関係市町と協議を進めているところであります。

次に、避難訓練のありようについてですが、今年度の訓練では、地震により道路が寸断され、福浦港区の住民が孤立したとの想定で、ヘリによる空路、船舶による海路、自衛隊の特殊車両による陸路による避難訓練を予定しておりました。

当日はあいにくの天候により、船舶と陸上自衛隊のヘリによる避難が訓練当日に中止となってしまいましたが、自衛隊の特殊車両に乗っての陸路による避難に切り替えるなど、当日の気象に応じた避難方法の変更を行っております。

こういった気象状況などによる避難方法の変更は、訓練の一環として有意義であるとともに、今後とも、あらゆる交通手段による訓練は必要であると考えております。

また、県原子力防災訓練の実施時期につきましては、国や石川県及び県内の他市町だけでなく、富山県や関係市町など多くの機関が参加しており、それらの関係機関とのスケジュール調整が必要なことから、難しい面もありますが、何よりもこうした訓練を重ねていくことにより、住民の方が理解を深め、職員の方の知識や技能の習熟を図っていくことが重要であると考えております。

次に、風向きによる避難先についてですが、県としては、災害の状況や気象状況の他、避難先市町が被災等により受入が困難な場合には、南加賀地域を中心とした6市町をバックアップの避難先として、受け入れの調整を行う計画となっております。

このことから、県では原子力災害時の避難者数や風向きによっては、これらのバックアップ市町への避難を想定しており、それらの避難市町でも受入が困難な場合には富山県等へ受入調整を検討していくと聞いております。

次に、災害関連死対策についてですが、昨年度より、新型コロナウイルス感染症対応に合わせて、間仕切りパーテーションや段ボールベッドを含む簡易ベッドなどを整備しております。

ベッドにつきましては、高さが 40 センチメートル程度のものを選び、避難者が快適にすごせるよう整備を行っております。

また、今年度は、町の保健師と避難所に必要な物資などに関する検討会も実施しており、その中で、アレルギー対応や必要な栄養が摂取できる備蓄食の検討も行ったところであります。

今後も検討会において、災害関連死対策を含めた協議を継続して行い、避難所の生活環境の向上に努めていきたいと考えております。

次に、福井県の原子力防災訓練の状況についてですが、例年であれば、担当職員が視察を行い、訓練についての理解を深めているところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から視察研修を控えたため、町ではその詳細について把握しておりません。

しかし、福井県の原子力防災訓練では、国の放射線防護対策に係る調査研究結果に基づき、新しい知見を取り入れた作業要員の装備の軽減や除染方法なども取り入れ、実施されたと聞いており、この訓練での避難退域時検査についても、地域住民及び自治体職員への被ばく対応は適切なものであったと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。今答弁頂いたわけですが、ほとんどゼロ回答といいますか、あまり検討されていないことがよくわかりました。富山県の答弁としては要するに石川県のほうから何の申し出もないからという富山県側の答弁もありましたけど、それはさておき、避難バスの問題にしても 1 年前に私が質問しているわけですからどの程度のレベルで発生したらぐらいのことは答弁してほしいと思います。それと当然そうなると 3 密をさけなければなりませんので、例えばですね、町内の防護施設もありますけども、そこも従来の収容人数から見

ると、かなり減らしていかざるを得ない状況であると思います。その辺はどうか。それも含めてですけども。

要するに3密を考えた場合にコロナ対策と原子力防災の、これは残念ながら相反するものなんですね。そうなるそれをまとめてうまくやっていくっていうのはかなり厳しい状況に追い込まれるっていいですか、そういうのを普段からやっぱり、町として、県とか国のいいなりじゃなくてですね、対応してきますけども、それを待っていたんじゃやっぱり遅い可能性もあるわけです。これは今までの例えばJOCの東海村にしてもそうですし、福島事故におきましても最終的な判断は地元の町長さんなり村長さんがちょっとあれしてでも避難をさせていると、こういう現状があるわけですから、やっぱり、国や県が守ってくれるなんて思ったらこれは大きな間違いにつながりかねませんので、そこは常に志賀町行政として住民の安全を守るためにどうやっていくか、そういう観点から常に避難の問題を考えてほしいと思います。

幸い災害関連死につきましてはかなり検討されているということでこの方向できちんとがんばってほしいと思います。また私たちも協力できることはしていきますので、そういった観点からちょっと伺いたいと思いますので、答弁をお願いします。

宮下隆環境安全課長 はい。

南正紀議長 宮下環境安全課長。

宮下隆環境安全課長 堂下議員の再質問にお答えいたします。まず避難バスの確保についてでございますけれども、これは随時県と調整・協議しておりますので、ということです。

それと放射線防護施設の3密を避ける、そういうことでございますけれども、放射線防護施設につきましてはあらかじめ要配慮者の人数に対して余裕をもって建設をしております。それと間仕切り、パーテーション、そういったものを利用して感染症の防止に努めたいと、それで可能であるというふうに考えております。以上でございます。

以上、再質問の答弁といたします。

南正紀議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。残念ながらこれ以上やっててもなかなか前向きな答弁は得られな

いかと思いますので、次の問題に移っていきます。

次に風力発電の問題についてであります。

今年3月、8月、11月と3事業所からそれぞれ地域の説明会がありましたので、参加してきたところです。11月の中島町演劇堂で開催された志賀風吹岳風力発電事業・虫ヶ峰風力発電事業説明会におきましては40名近い参加者があり、10名近い方からの発言がありました。その中での発言でありますけれども、いくつもの事業者がそれぞれの基数の風力発電の建設を予定しており、全体像がよくわからないので、予定する事業所がまとまって説明をするようにとの意見もありました。全体像がつかめないと全体としてどのような影響を地域住民に与えるのかわからないということです。1基あたりの風力発電出力が大きくなり、高さもこれまで以上の200メートル近い高さとなってきます。騒音や低周波はどのような影響を私たちの生活に及ぼすのか見当もつきません。現在、各事業所では騒音や低周波の調査等はやっていますが、あくまでも個別相談であります。予定される全基数が稼働した場合の被害がどうなるかかということが心配です。また、急斜面の山肌が至るところで削られることになりますので、豪雨時の土砂崩れやその被害は富来側の方が大きいだろうと七尾市の方が指摘していました。

当日説明に来た事業所は他の事業所に合同でやろうと呼び掛けてはしているとしていますが、まとまった説明会は現在のところ、まだ開催される可能性は低いような言いぶりでした。

羽咋の一宮から柴垣に向かう国道から志賀町方面を見ても今でもその多さが目につきます。予定された建設基数がそのまま進行すると志賀町は風力発電に囲まれた町となります。地域にわずかばかりの協力金が入ったとしても、人口流出は今まで以上に進むことになるかと思えます。

風力に囲まれた町に住みたいと思ひ引越してくる人がいるでしょうか。

町としても、この建設計画の多さに危機感を抱いていると思えます。現在の計画では町民の健康と安全な暮らしは保障できなくなることも可能性が大きいと思えます。町の志賀町再生可能エネルギー発電設置指導要綱に則り何らかの指導を事業者に対して行うことは考えていないのかお聞きしたいです。以上です。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。堂下議員の風力発電問題についてのご質問にお答えいたします。

本町では、現時点で稼働している風力発電は、6事業 22基あり、また、現在、公表されている本町及び本町隣接地域での計画中の事業は、最大で、富来地域に10事業で106基、志賀地域に4事業で37基、合計14事業で143基と多くの風力発電事業が計画されております。

計画中の風力発電事業においては、設置しようとする区域が重複する計画もあり、すべての計画がこのまま進められることはできないものと推察されます。

町では、他事業者との事業計画の協議・調整を最優先で実施することを求めており、県においても、県環境審議会の答申を踏まえた知事意見では、事業者間で環境影響に関する情報を共有し、事業計画等の評価手法の決定等に反映することなどを求めております。

町としても、志賀町再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱において、法令や設備設置基準の遵守、住民説明会等の開催と住民の理解を得ることを求めているところであり、良好な自然と景観及び生活環境との調和を図り、設置区域及びその周辺地域における災害の防止並びに住民の生活環境の向上に資することなど、事業者に対して指導しているところであります。

このようなことを踏まえ、計画中及び今後、計画される事業に対しては、志賀町として、できるかぎりですね、然るべき意見を述べていきたいと考えておりますが、住民の皆様には、不明な点や困りごとがありましたら、町担当課にご相談いただきたいと思います。

また、事業者に対し、丁寧で分かりやすく説明するよう要請していくと共に、何よりも、地域住民の意見を十分に配慮した計画とするよう求めていきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。実は質問を出した後でわかったニュースなんですけども、三重県松坂市では計画されている風力発電計画に対しまして、三重県が設置基数が多すぎるから見直しをっていう形で意見を述べたら、事業所がいわゆる検討しますということで考えたというニュースが載ってました。松坂市は志賀町から比べてみますと諸条件は違うと思いますが、面積的には2.2倍ほどの630平方キロメートルぐらいあり、またあの、そのうちの森林の占める面積は68パーセ

ントだと。そのとこに 60 基。それに対しまして志賀町は 250 平方キロですよね。その中での設置基数が今ほど町長の答弁にもありましたけども 143 基。しかもその 7、8 割方が富来地区に集中していると、しかも私らが住んでいる稗造地区、鉦打から稗造地区にかけての設置基数が異常に多いわけです。ということをお考えますと、やっぱりこれは県知事とか環境省が七尾志賀風力発電所に対する意見書もありますけども、そこに累積の被害のことをちゃんと調べなさいと、検討しなさいということをお環境省の大臣の意見としてもでていくわけですよね。そういうことを考えてみますと、もうここは町と県が協力をして、ちょっと異常すぎるじゃないかと、こんな計画だったらほんとに志賀町はとんでもないことになっていくよということを町長からきちっともう、町だけではどうしてもあれですから、県も含めて言うべきで、それで見直しして、そうでなかったら受け付けないぐらいの姿勢でいかないとですね、事業所はやっぱり利益が目的ですから、口では皆さん協力しますよとは言っていますけども、しかし最終的には責任はとるといことは言いませんから、今のところですね、説明会ではそういう話はしません。確かにあの口車に乗せるうまい話はしていますけれども、そういうところまで含めてやっぱり被害を受けるのはとにかく志賀町民なんです。それによって今度また行政がいろんなことで対応したり手当をしなきゃならない事態になりかねませんので、全国各地の例を含めまして今の三重県松坂市の例も含めましてですね、検討をいただきたいと思っておりますけれども、お考えがありましたらお願いいたします。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 堂下議員の再質問にお答えしたいと思います。

今ほどのことで再検討をして県に対して申し入れをしてほしいということでありましてけれども、町としてはですね、今後ともですね、先ほど言いましたように、志賀町再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱に則ってですね、町として然るべき意見を述べさせていただきたいと思っておりますし、県に対しても先ほど堂下さんが言いましたようなことも踏まえてですね、意見を述べさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

以上で堂下議員への再質問の答弁といたします。

南正紀議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。これからいわゆる風力発電の計画に対しましてはまたいろんな町長意見なり県知事意見が求められてきますんで、それまでに私たちもまたいろんな情報を得ましたら連絡しながら検討してお願いをしたいと思います。

それでは最後の質問に移ります。3番目に読書について、図書館の活用等について教育長に伺います。

先ごろのニュースで、フランスのマクロン大統領がフランスの有名な詩人の生誕400年を前に「読書は国家の優先事項である」と語ったという記事が新聞に載っていました。イタリアでは歴史と文化のある街を意図的に残しているという話も聞いたこともあります。

今年の読書週間は既に終わっていますが、「心豊かに生涯読書」で読書を推進している読書推進運動協議会は、9月には「敬老の日、読書のすすめ」、1月から3月には「若い人に贈る読書のすすめ」といったキャンペーンをしながら、読書を進めているそうです。

また、その呼びかけが素晴らしかったので、かいつまんで紹介しておきます。読書が心の健康に役立つ、優れた本と一緒に呼吸し、心を豊かに働かせている人は、自然に目の輝きが増して、自信のある顔立ちになるのでしょうか、というものです。

だが、現在のコロナ禍も含めて、生活に追われて読書どころではないという現実も多くあることは事実です。この問題につきましては別の機会にいたします。

志賀町では、各学校に図書館司書を配置して子どもの読書指導をしており、学校からのお便りでも読書をする児童が増えているという報告もありすばらしいことです。だが、学年が進むにつれて、読書時間が減り大学生に至っては、最近の調査でも数十分単位の読書時間だったかと思います。活動の領域が増えてくると読書をする時間が減るのも避けられませんが、若い世代には読書時間をもっと取って欲しいと思います。私らの学生時代は今のようなパソコンとかスマホといったものはなく、図書館を利用するか、あるいは本を買って読む時間が多かったと思います。教育長も似たような境遇にあったかと思います。

私はといえば、この間は必要に迫られて難解な本でも読まざるを得ない状況にありました。また、これまでに付き合いのある作家や学者の著作や論文等が多くなり、読書的には恵まれた環境にありました。

児童生徒に対しては学校で図書指導などきめ細かい指導はされますが、生涯学習とはいいながらその拠点となる図書館ですが、大人への利用の呼びかけがあまり聞きません。全国各地の図書館では、まず人に寄ってもらうことに工夫を重ねています。

先日も羽衣大学が開校されたばかりです。1、3月には若い人に読書の勧めもあります。そこで、生涯学習のヒントとなるような著作等がありましたら、教育長、ぜひご紹介下さい。さらに、全国の公立図書館での図書館の活用についてのさまざまな取り組みが紹介されています。行ってみたいなという場の設定が心掛けられていると思います。志賀町図書館の取り組みが先ごろ頂いた教育委員会報告にも報告されていますが、生涯教育のポイントの一つである読書活動をとってみても多くの町民の皆さんの協力が必要であるかと思います。図書館では、広報活動に工夫を凝らし、図書館サービスの周知を行うと重点施策に挙げていますので、この具体化についても考えをお聞きしたいと思います。以上です。

南正紀議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

堂下議員の読書と図書館の活用についてのご質問にお答えいたします。

生涯学習における読書活動についての意義としては、学校教育から一旦離れた後も、それぞれのタイミングで学び直し、仕事や日常生活の中で求められる能力を磨き続けていくことが重要なことでもあります。

平成13年の図書館法の改正では、図書館奉仕に、家庭教育の向上に資すること、社会教育での学習の成果を生かす機会の提供が加えられたところでございます。

I C T化が急速に進み、情報の電子化が進む現状においても、知識、想像力等の自己基盤の形成、豊かな人間関係の構築、新しい価値観の創造には、読書活動が必要不可欠であると考えております。

議員ご質問の、生涯学習のヒントとなる著作物についてでございますけれども、具体的な書籍は思いつきませんが、私の読書経歴の中で、感じたポイントを1点あげさせていただきます。

人それぞれ、関心のあるジャンルは異なりますが、その時代の世相から本を読み直すということがございます。

例えば、古典文学に代表される源氏物語であっても、少年期から高齢期にかけて、生きている時代の世相から読み直すと、捉え方が変わってまいります。これも、生涯を通して読書活動を進めるポイントとなるのではないかと考えております。

本町図書館の現状であります。登録者数は、令和3年3月末時点で、1万1,090人を数え、町人口の約6割にあたり、貸出冊数においては令和2年度実績8万9,525冊となっております。

利用者の内訳といたしまして、高校生以上の一般登録者数は、9,841人であり、全体の約98パーセントを占めておりますが、利用状況などの詳細な分析はしておりません。

このような中で、図書館利用の広報活動についてですが、毎月の町広報誌に新刊情報やおすすめの本の紹介、各種イベント案内を掲載しており、ケーブルテレビでは、郷土作家を紙人形にして登場させるなど、子どもからお年寄りまで楽しめる番組構成を心掛け、志賀・富来両館の利用案内を行っております。

また、志賀図書館では6月から8月の3か月間は、働く方の利便性、利用促進を図るため、閉館時間を午後6時30分まで30分延長しております。

そのほか、移動図書館として、小学校、富来病院、老人保健施設など、町内11箇所を巡回し、貸出業務をはじめ、図書に関する情報提供など、サービスの向上に努めております。

今後は、各種企画展示、自主事業開催の充実を含め、大人の読書活動の推進について検討していきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。先ごろいただきました教育委員会でも出されております、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書でも図書館のことがかなり詳しく書かれております。その中で図書館を活字文化の提供拠点、知的情報拠点、生涯学習の拠点と位置づけられています。図書館としまして、これらの位置づけにふさわしい活動ができるように整備していくことが求められていると思いますが、いろんな意味でみなさん置かれている状況はそれぞれ違いますけれども、かなりそういった意味では図書館を利用される方もこの数字で見ます

と多いかなと思います。

でもさらにやっぱり図書館っていうのは面白い場所だな、本だけじゃなくて面白い知識が得られるとこなんだっていうコンセプトっていいですか、そういう点も含めまして、知の殿堂としての図書館を大事にしてほしいと思いますし、また私たちも協力できることは本の提供も含めましてしていきたいと思いますので、これからもよろしくお願いします。

以上を持ちまして私の今年最後の質問といたします。

南正紀議長 ここで、場内換気のため、暫時休憩とします。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時30分 再開)

南正紀議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい、議長。

日本共産党の中谷松助です。私は第4回定例会に際しまして8点について質問をさせていただきます。

まず初めに、あったか福祉灯油の実施をについてであります。

冬の寒さが感じられる中、食品などの値上げと相まって燃油価格の高止まりがあります。ガソリン、灯油などの価格は昨年に比べ大きく値上がりし、町民生活と生業に大きな影響が出ておりこれから厳しい冬を迎える上で生活必需品の暖房用灯油の値上がりは特に死活問題であります。

そんな中、県内でも灯油購入費を補助する福祉灯油の実施を決めている自治体が相次いでいます。本町でも影響を受けている生活者、事業者への支援策として、あったか福祉灯油の実施をしてはいかがでしょうか。

次に、ころ柿大凶作、米価暴落に支援をについてであります。

国の伝統的製法の農林水産食品など知的財産として保護するいわゆるG I制度に登録されている本町の特産品ころ柿の原料最勝柿が春先の霜の被害や夏以降の悪天候などで大凶作となり、例年の約3割の出荷に落ち込む見通しとの事あります。本町特産品を守り育てるうえでも、今年の大凶作を機に国や県に支援策を求めると同時に町独自でも来年の生産意欲を支えるような支援策として収入保険や果樹共済掛金補助などの支援策を求めるものであります。

また米価においては昨年来、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、外食を中心に米需要が大きく減少し下落の一途をたどっています。「このままでは米作りは続けられない」「日本の主食が維持できなくなる」などの声が上がっています。

そこで国や県には生産者を支える支援策を求めていただき、町独自での支援も改めて求めるものであります。県下ではすでに川北町が一俵 60 キログラム当たりの支援を決めています。本町でも来年の種苗代も含めて何らかの支援を求めるものであります。

3点目は、新型コロナワクチン未接種者へのPCR検査を、についてであります。

本町では新型コロナワクチン接種率が12月末で65歳以上が96.1パーセント、12歳から64歳までが85.4パーセント、全体で90.4パーセントと高い率になる見込みですが、残るところの健康上の理由等からワクチンを接種できない方はそのままというわけにはまいりません。したがってそういった方々に対して定期的なPCR検査の実施で無症状を含め感染者を早く見つけ保護することで感染を最小限におさえることも考えなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

4点目ですが、3歳児健診に屈折検査の導入をについてであります。

眼鏡をかけても視力が出ない、いわゆる弱視の子どもは50人に1人はいるとされています。その弱視を予防するため目のピントが合っているかを調べる屈折検査が本町の3歳児健診には導入されていないのが現状です。

この検査には高額な検査機器の購入が伴うもので、なかなか全国的にも導入が進んでいないのが現状のようです。

しかしそのような現状に対し、国は理解を示し、1台100万円以上する専用機器購入費の2分の1を補助し、3歳児健診に屈折検査を導入するよう全国の市区町村に促す方針を固めました。

本町でもそれをにらんで3歳児健診での屈折検査の導入を求めるものであります。いかがでしょうか。

次に5点目ですが、補聴器購入助成制度の創設をについてであります。

今加齢によって難聴となり生活に支障をきたしているものの規定以上の聴力があるため身体障害者とは認定されない中度・軽度の加齢性難聴者への支援に取り組む自治体が全国的に広がっています。

また、厚生労働省の指摘でも難聴が認知症の危険因子であるとしています。

最近はマスクをしていますので余計に聞きづらい時があります。先の原子力防災訓練時では「外の放送が聞こえにくかった」との事があります。非常時などは特に耳の聞こえは大事だと思いました。したがって何より認知症予防で高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごし、ひいては医療費・介護費の抑制にもつながる加齢性難聴者への支援、補聴器購入助成制度の創設を求めるものであります。

6点目は、介護認定者に障害者控除対象者認定書の送付をについてであります。

65歳以上で要介護認定を受けておられる方は障害者手帳を持っていなくても町から障害者控除対象者認定書の発行を受けられる可能性があります。認定書には普通障害と重度の特別障害があります。特別障害は普通障害に比べて税の控除額が大きくなっています。この認定書で税や介護保険料の軽減ができます。ただ本町では控除を受けておられる方は意外と少ないと思います。名称からして障害者控除とあるので障害者手帳を持っていないと受けられないのではないかと思ってしまうのではないのでしょうか。そうではありません。手帳が無くても受けられます。なおかつ、本人だけでなく、家族の方も県外にいても受けられます。なお本町では要支援でも発行される場合があります。なにかと値上がりの中、非常に助かるものです。

ただ、本町では役場に相談や依頼申請をしないとこの認定書を手に入れることができません。ところが県内では少なくない自治体で該当者全員に申請があったものとして認定書を送付しています。

したがって本町でも該当者全員にはじめから障害者控除対象者認定書を送付して活用をしっかりとれなく促すべきと思いますがいかがでしょうか。

次に7点目になりますが、分散型保育園は必要ではについてであります。

本町の今後の行政改革の一つとして、民間も含めた集約型保育への移行に伴う保育園の統廃合を見込んでいるとありますが、今次コロナ禍で教訓的なのは、集中しない・密集しないで分散することが重視されます。まして保育園は密集・密接が避けられないところです。そして保育園の休止統廃合は地元の疲弊、衰退に拍車をかけ、地元の方々の利便性を欠く事につながります。したがって当分は分散型保育園こそ求められるのではないのでしょうか。お伺いをいたします。

最後8点目は、原発は地球温暖化防止に逆行するのではについてであります。

先の国際会議COP26という地球の温暖化から世界を救おうという気候危機打開を話し合う会議では石炭火力発電の廃止が焦点になりました。しかし日本はそれに背を向けているということで化石賞を贈られたという事であります。

ではなぜ石炭火力発電を逆に推進しているのかと言いますと、そこには原子力発電がからんできます。原子力発電を動かそうとすれば事故時の必要から必ず他の電源を確保しなければならず、そこで火力発電の電気を当てにせざるを得ません。原発と火発はセットのものとも言えます。

したがって、原子力発電に固執する限り石炭火力発電もなかなかなくすことができず、いつまでたっても再生エネルギーへの普及、開発に本気で取り組めないこととなります。ということはいつまでたっても二酸化炭素CO2を減らすことができません。しかも原子力発電は最悪の環境破壊をもたらすものでもあります。

今気候危機打開はまったなしです。本町もそれに積極的にコミットするには原発をなくすことではないでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

そしてそのことを踏まえて北陸電力には志賀原発を廃止して引き続き自然再生エネルギー開発に尽力されるよう求めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

以上8点について私の質問といたします。

小泉勝町長 議長。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 中谷議員のあったか福祉灯油の実施についてのご質問にお答えいたします。

このところの石油製品価格の高騰は、私たちの生活に大きく影響が出始めております。

冬を迎え、特に生活困窮世帯の方々にとりましては、負担が重くのしかかっているものと思います。

県内では、灯油助成を実施する自治体が増えている中であって、本町におきましても助成の準備を進めており、緊急性があることから、予備費を使って実施する予定であります。

現在、対象者の絞り込みや助成方法等について検討を進めておりますので、詳細につきましては、予算決算常任委員会で詳しく説明をさせていただきたいと思

います。

なお、本事業のネーミングについては、あったか福祉灯油、大変素晴らしいと思いますので、採用させていただきます。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、その他のご質問については、担当課長及び担当参事から、それぞれ答弁させますので、宜しくお願いいたします。

南正紀議長 西住民課長。

西清孝住民課長 はい、議長。

中谷議員の分散型保育園は必要ではについてのご質問にお答えいたします。

このことについては、昨年12月定例会の中谷議員の一般質問に対してお答えさせていただきましたが、将来的には、志賀地域の公立保育園を高浜保育園1園にしたいと考えております。

統廃合を進める理由の一つは、児童数の減少にあります。

志賀地域の公立保育園の入所児童数については、合併時の平成17年度末の442人から、現在は197人まで減少しており、令和4年度の入所受付では、来年4月には138人と、さらに59人少なくなります。

一方、すばる幼稚園では、本年4月には172人だったものが、徐々に0歳児の入所があり、現在は195人となっており、来年4月は本年4月と比べて18人多い、190人と聞いております。

公立保育園の建設・運営に対しては、国の補助金が廃止され、財政支援が受けられなくなった一方で、民間保育園の建設・運営については、国・県の負担金もあり、町の財政負担は、大幅に軽減されるという状況があります。

このことは、保育環境の充実を民間の力を活用して行うという、国の方針によるものであり、町としては、この方針を踏まえ、出生数の推移を見ながら、できるだけ早い時期に、中甘田保育園を休止したいと考えております。

なお、コロナ禍における議員のご指摘につきましては、保育園では、感染リスクを低減するため、3つの密の回避と、手洗いなどの基本的な感染対策を徹底すると共に、感染リスクが高い保育は行わないよう、内容や方法を検討し、今まで以上に工夫や注意をしながら、日々の保育を行っているところであり、引き続き、児童の安全の確保と保育現場における感染リスクの低減に最大限努めていきます。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 大島健康福祉課参事。

大島信雄健康福祉課参事 はい、議長。

中谷議員の新型コロナワクチン未接種者へのPCR検査についてのご質問にお答えいたします。

未接種者の検査については、現在開催している臨時国会の所信表明演説において、岸田首相は新型コロナ対応として、「無料で受けられる検査を抜本的に拡充し、健康上の理由でワクチン接種を受けられない方や、感染拡大時には、無症状の方でも無料で検査を受けられるようにする」と表明されました。

現時点では国からの通知等はありませんが、今国会で補正予算等が成立した後は、具体的な方針等が通知されるものと思います。

このことにより、ワクチン未接種者や感染拡大時の無症状者に対しても無料で検査が受けられることになるようですので、国から指示等があった場合には適切に対応していきます。

従いまして、町独自の検査は考えておりません。

次に、3歳児健診に屈折検査の導入についてのご質問にお答えいたします。

このことについては、国の補助を受けて令和4年度当初予算において予算措置し導入する予定であり、子どもの弱視発見に努めてまいります。

次に、補聴器購入助成制度の創設についてのご質問にお答えいたします。

加齢による難聴者への補聴器購入は、現在のところ助成制度はありません。

現行の障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業が適用される場合は、規定聴力は高度難聴レベルの聴覚障害認定を受けた方で、軽度、中等度の難聴では認定されませんが、高齢による難聴においても、高度の難聴であれば認定されますので、医師の診察を経て障害認定を受け、申請をしていただければ、給付が行われます。

ご質問の加齢による軽度、中等度の障害未認定の難聴者については、障害ではなく聴力機能の衰えであることから、実際の障害認定を受けた方と同じような助成を行うことは、不公平となりますので、町独自の制度創設の考えはありません。

次に、介護認定者に障害者控除対象者認定書の送付をのご質問にお答えいたします。

介護保険で要介護・要支援に認定された方で、障害や認知の自立度が一定の要件に該当する場合は、障害者手帳の交付を受けていない人でも障害者控除対象者認定書により、本人及び扶養者の所得税・住民税で障害者控除・障害者特別控除を受けることができます。

本町では、控除認定申請書を介護認定後に交付する介護保険証に同封し、案内しており、申請により認定書を発行しています。

なお、議員のおっしゃる他の市町とは異なり、1回発行すれば翌年以降も使える方式をとっておりますので、毎年申請する必要はありません。

ご質問の、該当者全員に認定書の送付をとのことでありますが、所得状況により障害者控除を必要としない方もいます。

従いまして、認定書の発行については、これまでどおり、介護認定後の介護保険証の送付時に同封する形でご案内したいと考えております。

また、制度については、ホームページや確定申告の時期には広報にも掲載しておりますが、一層の周知に努めてまいります。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 宮下環境安全課長。

宮下隆環境安全課長 はい、議長。

中谷議員の原発は地球温暖化に逆行するのではのご質問にお答えいたします。

はじめに、本年10月に閣議決定されました第6次エネルギー基本計画では、前の計画と同様に、原子力は低炭素のエネルギー源として位置づけされています。

また、我が国のエネルギー構成については、安定供給を確保していくため、1つのエネルギー源に依存することなく、火力発電や水力発電、再生可能エネルギー及び原子力発電など、多層的に構成されたエネルギーの供給体制を目指すこととされております。

中谷議員のご質問は、原子力発電を稼働すれば、事故時の対応に、他の電源を確保しなければならず、その電源として火力発電が必要であるとのことでありますが、万が一の事故時に使用する電源につきましても、家庭や工場、事業所などで使用する電気と同様に、火力発電の電源だけでなく、さまざまな電源からの電気を供給することになります。

したがって、火力発電については、原子力発電のためだけでなく、エネルギー

ギー政策の大原則である、安全性を前提とした上で、エネルギーの安定供給、経済効率性の向上、環境への適合の観点から、その時点での社会情勢に応じたエネルギー源の一部であると考えております。

なお、志賀原子力発電所につきましては、現在、原子力規制委員会による新規制基準への適合性に関する審査が継続して行われております。

町としては、今後とも、その状況を注視していきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 大谷農林水産課長。

大谷清樹農林水産課長 はい、議長。

中谷議員のころ柿大凶作、米価暴落への支援をについてのご質問にお答えいたします。

最初に、ころ柿については、現在、JAに出荷が行われていますが、ご指摘の通り、4月の凍霜害に加え、夏場以降の降雨などの影響により病害虫の被害が重なり、例年に比べ出荷量が大幅に減少する見込みとなっております。

一方、米については、新型コロナウイルス感染症の影響による米の消費量の大幅減少により、民間在庫量が過剰となり、令和3年産米の価格も大きな下落となる見込みであります。

ころ柿、米のいずれも、生産額、生産者数とも本町の農産物の中では大きな割合を占めており、本町の農業を持続していくには、極めて重要な農産物であります。

町では、これまで、ころ柿の被害対策として、凍霜害には、平成19及び21年度に、あわせて約70基の防霜ファンの設置に対して助成を行っており、病害虫の被害には、JAからころ柿部会員に、病害虫に対する薬剤の散布を記したかき防除指針等の配布を通じて、被害抑制対策を講じております。また、米については、国・県の事業と連携しながら、圃場整備やため池の維持管理等の農業基盤への支援、ソフト面では麦や飼料用米等への転作や低コスト生産等の取組の支援があり、生産性の向上や負担の軽減、米の需給調整を推進することで農業者の経営所得の安定化を図ってきたところであります。

ご指摘の農業者への支援についてですが、ころ柿農家には、全ての農産物を対象とする自然災害による収量減少や価格低下等、さまざまなリスクによる収入減

少を補償する収入保険の制度や、柿の凍霜害や病害虫の被害に対応する果樹共済がありますが、今後、今回のような大きな被害が継続して起こるようであれば、保険の掛金の補助等、何らかの支援を検討したいと考えております。

米農家についても、収入保険に加え、米価等の下落した際に収入の差額を補填する収入減少影響緩和交付金、ナラシ対策の制度がありますので、農業者の保険加入の促進に繋がるような支援を検討したいと考えております。

米価の下落については、全国的な影響となっていますので、今後、米農家に対する国、県等の支援策が講じられた時には、町としても関係機関と連携し、事業の内容に応じて、必要な対応を取っていきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 中谷松助君。

中谷松助議員 はい。2点について再質問をさせていただきます。

まず1点目は補聴器購入助成制度の創設をについてでございますが、やはりこれは障害というよりも認知症予防対策にもなるということだと思っております。この補聴器というのは片耳、しっかりとしたものになりますと片耳10万円以上するそうであります。やはり価格が高額というのがひとつのネックになっているものとも思います。ですからそこへの補助が全国的に広がっていると。そして来年度から新設される富来病院での耳鼻咽喉科などと連携してですね、聞こえを支える戦略としてこの制度を考えてもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

2つ目は介護認定者に障害者控除対象者認定書の送付についてでございますが、お隣人口同程度の羽咋市では毎年該当者1,300人以上の方に申請書を送っています。かほく市では該当者1,800人以上の方に毎年認定書を送って便宜を図っています。本町でもですね、引き続きより町民の利益に寄り添うという立場でかほく方式の採用などをできないものでしょうか。この2点、お伺いをいたします。

南正紀議長 大島健康福祉課参事。

大島信雄健康福祉課参事 はい、議長。

中谷議員の再質問にお答えいたします。

まず、加齢による難聴者については、聴力機能の衰えであることから、実際の障害認定を受けた方と同じような助成を行うことは、不公平となりますので、町

独自の制度創設の考えはありません。

次に、介護認定者に控除対象者認定書の送付をとということなんですが、1回発行すれば翌年以降も使える方式をとっておりますので、毎年申請する必要はなく、認定書の発行については、これまでどおり、介護認定後の介護保険証の送付時に同封する形でご案内したいと考えております。

以上、中谷議員の再質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 中谷松助君。

中谷松助議員 ありがとうございます。いくつか本当にあたたかい答弁をいただきまして前進面もありましたが、残るところは引き続き求めてまいりたいと思います。このことを申し述べまして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

南正紀議長 4番 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。

4番稲岡です。通告に従いまして本日は5つ質問したいと思います。

1番目は子育て世代の臨時特別給付金についてですが、この質問は通告を出した時点では政府は自治体の実情に応じて現金給付も可能であるとの見解でしたが、現在状況は変わってきておりますし、おそらくもうすべての自治体で10万円全額給付という形になるのかなと思われまます。名古屋市の河村市長がクーポンのほうが良いという見解を示されたようですので小泉町長もどうなるかなと先ほどの福田議員の答弁を聞いて、どきどきしながら聞いていたのですが、10万円全額現金給付という形になるようでほっとしました。

子育て世代の臨時給付金に関しての質問は割愛いたしますが、それとは別に本町独自の学生等への支援事業について提案いたします。

文部科学省が学生等の就学の状況について調査したところ、コロナを理由とした中退者数・休学者数は令和3年度は令和2年度と比べて増加しております。また昨年度の傾向では年度末にかけて中退者数・休学者数ともに増加する傾向となっており、今まさに対策を講じる必要があると言えます。

政府は先月26日、困窮学生を対象にした緊急支援金として一人10万円を支給することを閣議決定しました。対象学生は全国に約67万人で給付になった奨学金や授業料減免などの制度利用者が対象となるほか、一定の条件のもと学校側からの

推薦が必要であるなど支給が一定の条件を満たす必要があります。18歳以下の子どもを育てることと同様か、それ以上にまだ社会に出て自立していない学生等を扶養する親世代はお金がかかります。先ほどの要件から外れ、支給の対象外となった大学生・大学院生・専門学生等への本町独自に緊急支援金を検討してはいかがでしょうか。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

稲岡議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、臨時特別給付金については割愛と言いましたけれども、先ほども言いましたけれども、クーポン分の5万円相当も含めて現金で支給したいと考えておりますけれども、あくまでもですね、これは現国会において審議されているところであり、明確な方針を確認しながら、最終的な判断をしたいと思っておりますのでご理解のほどよろしく申し上げます。

そして、困窮学生に対する町独自の支援策についてであります。

現在、政府において、先ほど議員さんおっしゃったとおり令和3年度の補正予算案を閣議決定しており、この補正予算案に、困窮学生を支援するための学生等の学びを継続するための緊急給付金が盛り込まれております。これは現国会で審議中であります。

この制度における支援対象学生はですね、高等教育の修学支援新制度の利用者や、経済的に困窮していると大学等が推薦した者などであり、約67万人の困窮学生に緊急給付金として1人あたり10万円を給付するという手厚い支援になっております。

議員ご提言のですね、この緊急給付金の要件から外れた大学生などへの町独自の給付金支給についてですけれども、個人情報保護の観点から、対象者の所得状況など、困窮の度合いの把握が困難であるため、本町独自の給付金については、できないものと考えております。

なお本町では、経済的理由などにより就学が困難な学生へ、志賀町奨学資金制度や、ふるさと志賀産米学生応援事業などによる支援も行っております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 はい、議長。

ご答弁ありがとうございます。

今ほど言われたふるさと志賀産米学生応援事業、たいへん好評だったのかなと思います。これでだいが町外の大学生等の状況を把握されているのかなと思います。その中で19歳以上の対象者がおいでる中に、例えば困窮度合いや現状どうなっているかということのアンケート調査等を行い支援する方法を検討するというのもいいんじゃないでしょうか。今ほど言われた手法を検討していただきたいと思ひまして、再質問いたします。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 稲岡議員の再質問にお答えします。

志賀産米の支援制度を参考にして支援ができないかというご質問でありますけれども、個人情報保護や家庭の収入が少ないことがイコール本人の困窮とは限っておりませんので、そのことについては慎重に検討しながら考えていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上で稲岡議員の再質問に対する答弁いたします。

南正紀議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 はい。再々質問です。個人情報の保護と先ほどから2回ほどおっしゃっていましたが、今の場合、わたしが再質問したのはふるさと志賀産米のこの事業で対象の学生のほうの住所等おそらく把握していると思ひますし、ある程度個人情報が町の方にあると思ひまして、そちらにどういった支援が必要なのかということアンケートをとっていただきたい、個人情報には当たらないと思ひますし、こういった支援事業のときに個人情報保護っていうのは、所得の金額を外に漏らさないのは当然だと思ひますし、個人情報保護がこれできない理由にならないと思うんですが、再々答弁、お願ひしたいと思ひます。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

稲岡議員の再々質問にお答えします。先ほど言いましたけれども、全てを含めて検討させていただくということですので、よろしくお願ひいたします。

南正紀議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 はい。それでは次の質問に移りたいと思ひます。

キャッシュレス決済ポイント還元事業についてです。七尾市は6月に行ったキャッシュレス決済ポイント還元事業が好評で現在第2弾が12月28日まで行われております。能登町でも同じキャッシュレス決済ポイント還元事業が9月に実施され、第2弾が年明けに予定されていると聞きます。

私の周りでもこれらの事業の恩恵に預かった方々を多く聞きますし、事業効果は絶大だと思います。志賀町ではやらないのかとのご意見も多いのですが、今後のキャッシュレス決済ポイント還元事業についての見解をお聞きします。

南正紀議長 荒川商工観光課長。

荒川仁商工観光課長 はい、議長。

稲岡議員のキャッシュレス決済ポイント還元事業のご質問にお答えいたします。

議員が提案されるキャッシュレス決済によるポイント還元に関しては、町内の経済活性化と町民の生活支援への効果が期待されるところであります。

また、キャッシュレス決済については、新しい生活様式の一例に挙げられ国も推進している事業であり、本町においてもその環境が整いつつあると認識しております。

その一方でキャッシュレス決済等、特定の決済方法に対するポイント還元については、デジタルに不慣れな高齢者やキャッシュレス決済の手段を持たない方など、デジタル格差により、ポイント受給者が偏ってしまうほか、利用が一部の店舗に集中する傾向にあるなど、町民や事業者に不公平が生じる事も懸念されます。

町では、既に地域経済の活性化や事業者等への支援を目的として志賀町プレミアム商品券・食事券を発行したほか、中小企業等緊急支援金や宿泊事業者緊急支援金を支給するなど、幅広く町民や事業者に対する支援策を実施しております。

このようなことを踏まえ、キャッシュレス決済によるポイント還元については、町民や事業者が広く事業効果を楽しむことができるように、さまざまな視点から慎重に検討していきたいと考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 ご答弁ありがとうございます。

先ほどの子育て世代の臨時特別給付金の事業でも明らかになったことですが、クーポンでしたが、商品券等やはり多額の事務経費が問題となると思っております。

す。今ほどの課長答弁でかなり町内でのキャッシュレス決済の普及が進んでいるという事でしたし、例えば町内の未対応業者へのキャッシュレス決済の導入を指導するであったり、不公平感が生じないようにもっと普及率を上げるべきかなと思っておりますし、また町内全体のDX、デジタルトランスフォーメーションの推進の観点からも、事務経費を削減し、また小銭等の紛失、現金を持ち歩かないことによるメリットもたいへん大きいので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思えます。答弁結構です。

次の質問に移ります。

続いて農家への支援についてお聞きしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の社会的影響が未だ農業生産、農産物流通に大きな影を落としております。中谷議員の質問の中にも取り上げられておりましたが、特に米をはじめとする農産物の需給の偏在は農産物価格を極めて不安定な状態にしており、今後この影響はそれぞれの農業経営に大きな影響を落とすと言われております。飲食店や業務用の需要の減退や大幅な観光客の減少など石川県においても経済的打撃は尋常ではなく、その余波の直撃を受けている農業経営者は少なくありません。

国は農家の経営所得安定対策のひとつとして、過剰となって価格が下落している主食用米ではなく、今ある水田を活用した飼料用米や麦・大豆などへの転作を進めておりますが、本町の転作等に関する現状はどのようになっているのか教えていただきたいと思えます。

また、麦・大豆・飼料用作物等の転作作物の生産を促進するために、それらの種子および肥料等の購入費を補助する事業を実施してはいかがでしょうか。

南正紀議長 大谷農林水産課長。

大谷清樹農林水産課長 はい、議長。

稲岡議員の農家への支援についてのご質問にお答えいたします。

国では、これまで主食用米の需要が年々減少する中、需要に応じた生産量を維持するため、水田フル活用を推進し、食料自給率・持久力の向上を図る取組を実施してきました。

具体的には、飼料用米をはじめ、加工用米、輸出用米等の水田活用米穀の作付けに加え、麦、大豆、そばなどの地域振興作物に対し、農家の所得を確保するた

め、経営所得安定対策の柱である水田活用の直接支払交付金や、米及び畑作物の農業所得全体の減少による影響を緩和するためのナラシ対策により、5,700億円規模の予算確保がされているところであります。

また、石川県においても、平成30年の生産数量目標の配分廃止後も、各市町の活性化協議会を通じ、各農家段階まで生産基準数量により作付面積を示し、需給調整をお願いしてきたところであり、この施策により主食用米からの減少作付面積等を基に交付される産地交付金について、本町では、国の直接支払交付金に上乗せ補助する形で、令和2年度実績額で4,646万円を配分してきたところであります。

なお、本町の令和3年産の作付状況であります。主食用米については、全水田面積に対し作付率65.7パーセントの1,539ヘクタール、転作作物では、飼料用米が146ヘクタール、麦が60ヘクタール、WC S用稲は6ヘクタールの作付状況となっており、なかでも飼料用米については昨年比39ヘクタール増の県内3番目の作付面積となっております。

また、飼料用米の10アールあたり交付金単価では、志賀町の基準単収505キロの収量の場合、産地交付金と合わせ9万2,000円が交付されることから、令和3年産の主食用米のコシヒカリ1等米の仮渡金と比較しても遜色のない交付単価となっております。

さらに、本年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、中食、外食の需要量減少及び在庫量の増大が予測されたことから、主食用米の過剰な作付けを抑制し、適量の在庫量を維持する目的により、主食用米からの転換取組に対しては、転換加算金として1万2,000円程度が追加交付される予定となっております。

議員ご質問の種子及び肥料等の購入に対する助成についてであります。町農業活性化協議会で検討・作成されている水田収益力向上ビジョンに、飼料用米等も含めた転作作物に関して収量向上の栽培取組などを設定することで、10アール当りの主食用米の収入を上回る交付金を受け取ることも出来ますので助成については考えておりません。

今後とも、町農業活性化協議会など関係機関と連携し、需要に応じた米の生産・販売を推進していくとともに、農家の転作作物ニーズにあわせた地域振興作

物や取組内容を十分検討し、転作作物の生産の促進を図っていきたいと考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 はい。ご答弁ありがとうございます。

米価の安定には米過剰問題を短期的・中長期的に解決していく必要があろうかなと思いますので、先ほどの協議会であったり、また農協との連携等をもっともっと深めていただいて、先ほど質問させていただいた補助等についても今後も協議していただきたいと思います。

それでは次の質問に移りたいと思います。

教育長の再任についてお聞きしたいと思います。平成30年10月22日、新たな教育委員会制度のもと、教育長と教育委員長が一本化され、新教育長として間嶋正剛教育長が任命され、本年10月に再任されました。教育長というのは町長から任命されますが、町長から指揮監督を受けるという立場ではなく教育機関として独立性があります。新たに3年間本町の教育行政の舵取りをお願いするわけですが、教育行政の責任者として、新たな任期に対しての所信を表明して頂きたいと思いますのでお願いいたします。

南正紀議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

稲岡議員の教育長再任についてのご質問にお答えをいたします。

稲岡議員には、教育長再任にあたっての所信ということで、発言の機会をいただき、感謝を申し上げます。

初めに、これまでの3年間の主な取組について述べさせていただきます。

学校教育では、まず、就任時に説明させていただきました志賀町学校教育モデルの編成があげられます。令和元年度から3年度の3年間で実践、修正を進めてまいりました。

次に、GIGAスクール構想事業の推進に関わり、他市町より先行して、町内の全小中学校にタブレット端末や電子黒板等を配備し、タブレット端末等を活用した授業や、家庭とのオンライン学習をいち早く実施してまいりました。

また、令和2年3月からの新型コロナ対応といたしましては、休校措置や学校

での感染症対策に取り組んでまいりました。現在まで、町内の小中学校での感染は最小限に抑えられ、落ち着いた学校生活が送られています。

これも、保護者や関係機関の皆様のご理解とご協力によるものと、深く感謝を申し上げます。

生涯学習では、町総合体育館のトレーニングルーム、武道館、陸上競技場の改修により、スポーツ施設の充実が図られ、これらを活用した東京オリンピック、パラリンピックの事前合宿の実施があげられます。

東京パラリンピックでは、水泳競技でアゼルバイジャンの事前合宿が実施され、金メダル4個を獲得という快挙をあげ、町としても大きな喜びとなりました。

次に、再任に当たっての抱負でございますが、引き続き教育長としての重責を担うこととなりまして、これまでの3年間をしっかりと総括し、誠心誠意努めてまいりたいと考えています。

町長が目指します、「若者、子どもが住みやすいまちづくり」を受けまして、引き続き、本町の特色を活かし、未来を見据えた、ふるさとを大切にする教育の推進を進めてまいります。

学校教育では、子ども達の健やかな学びの保障と安心安全のためのコロナ対策を最優先に取り組みます。

子ども達の健やかな学びでは、志賀町学校教育モデルを推進してまいります。この教育モデルは、今後の志賀町の教育推進の指針として、令和4年度より本格実施するとともに、保護者を初め、町民の皆様にお示してまいります。

その柱となるのが、タブレット端末等を効果的に活用するICT教育、ALT（外国語指導助手）の効果的運用や英語検定補助事業、青少年海外派遣事業等による外国語教育、志賀町の伝統、歴史、自然、食文化、産業について学ぶふるさと教育でございます。

コロナへの対応では、引き続き、感染状況に応じた学校の新しい生活様式を継続・徹底するとともに、国や県のガイドラインに沿った迅速・的確な対策や支援を図ってまいります。

生涯学習では、コロナ感染症対策で、主な町民参加の事業が中止となりましたが、今後は、感染状況を見極めながら、文化芸術活動やスポーツ活動の充実に努めてまいります。

文化芸術活動におきましては、北前船日本遺産を活用した文化交流事業、文化祭や生涯学習フェア等の町民参加の文化行事、人間国宝中川衛氏を講師とする志賀町を描く美術展や子どもデザイン教室などの金沢美術工芸大学との連携事業、町民の図書館利用を促進する図書館運営事業などを中心に取り組んでまいります。

スポーツ活動では、改修されました総合体育館や陸上競技場、B&G10年連続特A評価表彰を受けた、富来B&G海洋センターなどのスポーツ施設利用の活性化を図って参ります。

具体的には、町民の健康づくりや生涯スポーツの推進に向け、ふるさとリレーマラソンなどの町民参加スポーツ行事の開催、各スポーツ教室への活動支援、体育協会との連携などに取り組めます。スポーツでの交流人口の拡大に向けては、町外からのスポーツ合宿や各種スポーツ大会の開催促進などに取り組めます。

主にこれまでの取組やこれから実施したいことへの抱負になりましたが、学校では、児童・生徒のいじめや不登校、教員の働き方改革、生涯学習のほうでは、地域コミュニティ活動の活性化など、課題も山積しております。

これらにつきましても、今後、誠心誠意取り組んでまいりますので、議会の皆様のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、私の教育長再任の抱負とさせていただきます。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。

ありがとうございました。たいへんたくさんのメニュー、今後も考えていただいているんだなと思いました。3年間よろしく願いいたします。

それでは最後の質問、引き続き教育長にお答えいただきたいとは思っているのですが、いじめ防止対策推進法についてお聞きしたいと思います。

2011年10月に起こった滋賀県大津市の中学校2年生のいじめによる自殺が大きな社会問題となり、重大かつ対策が急務であることから政府や文部科学省、各教育委員会に対応に迫られました。2013年2月に教育再生実行委員会の提言会にて社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要とされました。そして速やかに法整備がなされ、2013年6月28日にいじめ防止対策推進法が成立し、同年9月28日に施行されました。

痛ましい事件から10年、法律の施行から8年が経過したわけですが、本町ではその間、県内でも有数の大規模小学校である志賀小学校が開校しました。また児童生徒がスマホや今ほど教育長の所信にもありましたとおり、タブレット端末を所有あるいは使用するようになり、子ども達がインターネットにアクセスしやすい環境が整備されSNSなどの利用が進んでおります。法律が施行された時期と比較し、子ども達を取り巻くいじめに関する状況はより複雑化していると言えます。

そこで本町でのいじめ防止対策の取り組みや早期発見、いじめ事案への対処やその相談体制、指導体制、校内研修等の現状をお聞きしたいと思います。

また、不登校児童数の推移と、その対応をどのようにされているのかお伺いたします。

南正紀議長 徳楽学校教育課長。

徳楽仁学校教育課長 はい、議長。

稲岡議員のいじめ防止対策推進法についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、いじめ防止対策推進法は平成25年に施行され、この法律により、各学校において、学校いじめ防止基本方針の作成が義務づけられました。各学校では、この基本方針に基づき、いじめの早期発見の取組や発生したいじめ事案への対処等に取り組んでおります。

本町におけるいじめの早期発見の取組としては、児童生徒がいじめの被害を訴えることができるよう、毎月、いじめアンケートや生活アンケート等を実施しております。また、各学校にスクールカウンセラーやハートフル相談員を配置するなど、いじめについて相談しやすい体制づくりにも取り組んでおります。

いじめ事案が発生した場合には、各学校に設置されたいじめ問題対策チームにおいて、速やかに組織的な対応をとることとなっております。

なお、発生したいじめ事案については、全て教育委員会に報告することとなっております。必要に応じて教育委員会からの指導助言を行っております。

次に、校内研修についてですが、各学校に年2回、県教育委員会が委嘱したいじめ対応アドバイザーを派遣しているほか、学校いじめ防止基本方針の共通理解のための研修会やいじめの未然防止のための研修会など、各学校において計画的に実施しております。

続いて、不登校児童生徒数の推移についてお答えいたします。

小学校においては、令和元年度及び令和2年度が2名、本年度は11月までの集計で1名となっており、中学校では、令和元年度が13名、令和2年度が12名、本年度は11月までの集計で10名となっており、本町では、小学校、中学校ともに県平均を下回っておりますが、引き続き、不登校児童生徒数の減少に向けて取り組んで参ります。

なお、不登校児童生徒への対応についてですが、各学校では、定期的にケース会議を実施するなど、一人ひとりの状況を適切に判断し、支援にあたることとしており、定期的な家庭訪問や電話連絡を通して、本人の悩みや保護者の思いを聞き取るなど、登校への不安を解消するため、粘り強く取り組んでおります。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。

答弁ありがとうございます。

先ほどのご答弁の中で対策チームというものがあるというふうにお聞きしたのですが、対策チームというのはどういったメンバー構成になっているのか、お聞きしたいと思います。

また不登校児童数、県内でも少ない方で、聞けば減少傾向にあるのかなと思っておりますが、具体的な対応、どのようにとっているか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

南正紀議長 徳楽学校教育課長。

徳楽仁学校教育課長 はい、議長。

稲岡議員の再質問にお答えいたします。

まずは各学校に設置されたいじめ問題対策チーム、そのメンバーですが、まず学校長がこのチームのトップであります。そしてここに教頭、そして要となる生徒指導主事、さらには教育相談担当者、あるいはそのいじめが発生したときの当事者とかかわりの深い学級担任、それから養護教諭、そして外部の方と言える方としてはスクールカウンセラー、そして場合によってはいじめ対応アドバイザー、そうした方々がこのチームのメンバーとなり得ます。学校規模によって若干メンバーに違いはあるかというふうに思いますが、基本はそういう形となっております。

続いて不登校、その減少に向けての対策といったご質問かと思えます。この点については不登校の理由がはっきりこれだと言われるものは今ここでお答えはなかなか難しいのですが、いわゆる中一ギャップ、そういったものも原因として考えられるかと考えております。思春期を迎え多感な時期になった子ども達が中学校へあがっていく、その時に少し不登校が増えている傾向がみられます。したがって小中連携をますます推進すること、その一つとしてピアサポートという取り組み、小学生の不安、それに対して中学生が答えを届ける、そういう取り組みも行っております。また志賀小学校で行っている教科担任制、いわゆる中学校の授業のような形です。これを今志賀小学校で推進しておりますので、中学校へ入った時の不安解消に繋がるものというふうに考えております。取り組みのひとつとしてご紹介したいと思えます。

以上、稲岡議員の再質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 はい、議長。

再々質問でありませんが、いじめ対策チームのメンバー、外部からはスクールカウンセラー等ということでしたが、大津市の事件のときのそういった調査委員会あまり本腰をいれて調査入れなかったことが批判されたのですが、その後に設置された市長が委嘱した第三者委員会では外部からの人間というのをわざわざ県外の方を選んでしたというのはこれは地元の人が入ると調査や意見に遠慮や付度がでてくるからということで、そういう風に委嘱したというふうに聞いております。本町での対策チームメンバー、あるいはもし第三者機関等設置することがありましたら、こういった事例を参考にさせていただきたいと思えます。

いずれにせよいじめはどういった小さい種から生まれるかわかりませんので、引き続き教育長および課長、学校全体でそういった芽を小さなうちから発見し、対処していくことをお願いいたしまして、わたしからの質問を以上といたします。

ありがとうございました。

南正紀議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

日程第2 町長提出 承認第13号、議案第51号ないし第59号及び第62号ないし第64号並びに請願第2号及び第3号（委員会付託）

南正紀議長 次に、町長提出 承認第13号、議案第51号ないし第59号及び第62号ないし第64号並びに請願第2号及び第3号を、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

(休 会)

南正紀議長 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明15日から20日までの6日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、明15日から20日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、12月21日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午後0時48分 散会)